

保 総 第 8 1 6 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

山形市内各病院長 様

山形市保健所長 山下 英俊
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続き等
について」の廃止について (通知)

本市の保健衛生行政については、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、厚生労働省医政局総務課長、同省同局地域医療計画課長及び同省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長より連名で別添のとおり通知がありましたので、貴院関係職員に対し周知くださるようお願いいたします。

山形市保健所 保健総務課 医事業事係
山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 4 階
TEL 023-616-7261 FAX 023-616-7263

医政総発0325第1号
医政地発0325第1号
感感発0325第3号
令和6年3月25日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」
の廃止について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、昨年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけを五類感染症へ移行した上で、本年3月末で予定どおり病床確保料等の特例措置を廃止し、本年4月から通常の医療提供体制に移行することとしている。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いを示している「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和2年4月17日付け厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省健康局結核感染症課長連名通知）は、令和6年4月1日付けで廃止することとしたので通知する。

貴部（局）長におかれては、内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。